

国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則

平成16年4月1日
規則第47号

最終改正 令和5年3月24日規則第113号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人高知大学に勤務する有期雇用職員の就業に関し、必要な事項を定める。

(有期雇用職員の定義)

第2条 この規則において有期雇用職員とは、あらかじめ雇用の期間を定めて雇用する者であって、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 代替職員 次に掲げる育児休業、介護休業、特別休暇又は病気休暇を取得した職員、休職にする職員並びに欠員が生じた場合等の代替として雇用する職員をいう。ただし、国立大学法人高知大学職員就業規則第3条第1項第3号に規定する事務職員等（医療職員を除く。）については、非常勤職員をもってその代替とし、また、有期雇用職員の代替としてこの号による雇用は、行わない。

ア 国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則第3条の規定による育児休業

イ 国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則第4条の規定による介護休業

ウ 就業規則別表第3の六及び七（産前産後休暇）に掲げる特別休暇

エ 就業規則第49条に掲げる病気休暇（当該病気休暇の期間が連続1月以上ある場合に限る。）

オ 就業規則第13条第1項に定める休職

カ 高知県との人事交流調整を行うため、附属学校教員に欠員が生じた場合

キ その他学長が必要と認めた場合

(2) 医学部附属病院に勤務する助教 医学部附属病院に勤務する助教のうち学長が必要と認める者をいう。

(3) 医療職員 医学部附属病院に勤務する医療職員のうち学長が必要と認める者をいう。

(4) 寄附講座教員及び寄附研究部門教員 高知大学寄附講座及び寄附研究部門規則第10条に定める者をいう。

(採用)

第3条 有期雇用職員の採用は、選考により行う。

(雇用期間)

第4条 有期雇用職員の雇用期間は、次の各号の定めるところにより、当該有期雇用職員ごとに決定する。

- (1) 代替職員 1年の範囲内で定める。
- (2) 医学部附属病院に勤務する助教 1年の範囲内で定める。
- (3) 医療職員 1年の範囲内で定める。
- (4) 寄附講座教員及び寄附研究部門教員 寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の存続期間の範囲内で定める。

(雇用の更新)

第5条 有期雇用職員の雇用期間は、業務上特別な事由がある場合には、本学の予算状況等を勘案した上で、次の各号の定めるところにより、これを更新することができる。

- (1) 代替職員 勤務態度、勤務実績、業績の評価、健康状況に基づき、更新の判断をするものとする。ただし、第2条第2号に規定する育児休業、介護休業、特別休暇又は病気休業を取得している職員の当該育児休業、介護休業、特別休暇又は病気休業の期間並びに休職にする職員の当該休職の期間の範囲内に限る。
- (2) 医学部附属病院に勤務する助教 勤務態度、勤務実績、業績の評価、健康状況に基づき、更新の判断をするものとする。ただし、当初の採用日から3年間の範囲内に限る。
- (3) 医療職員 勤務態度、勤務実績、業績の評価、健康状況に基づき、更新の判断をするものとする。ただし、当初の採用日から3年間の範囲内に限る。
- (4) 寄附講座教員及び寄附研究部門教員 寄附講座等の存続期間の範囲内に限る。

2 引き続き1年を超えて雇用された有期雇用職員について、雇用の更新を行わない場合は、雇用期間の終期が到来する日の少なくとも30日前にその旨を通知するものとする。

(最終雇用年齢)

第5条の2 有期雇用職員の雇用に当たっては、当該有期雇用職員の年齢が満65歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて雇用しないものとする。ただし、学長が業務の都合上特に必要があると認める場合は、当該年齢を超えて雇用することができる。

(雇用契約)

第6条 本学と有期雇用職員は、採用又は更新（以下「採用等」という。）に際し、雇用契

約書を取り交わすものとする。

(期間の定めのない雇用契約への転換)

第6条の2 平成25年4月1日以後に本学との間で締結された2以上の期間の定めのある雇用契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下「有期雇用契約」という。)の契約期間を通算した期間(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項の規定により算入しないこととされた期間を除く。)が5年を超える有期雇用職員から、現に締結している有期労働契約の雇用契約期間が満了する日の60日前までに、別に定める手続きにより、期間の定めのない雇用契約(以下「無期雇用契約」という。)への転換の申込みがあった場合は、当該有期雇用契約が満了する日の翌日から無期雇用契約に転換する。

- 2 前項の規定により無期雇用契約へ転換した者(以下「無期雇用契約転換者」という。)の労働条件は、この規則の労働条件を引き続き適用する。
- 3 無期雇用契約転換者の定年は、満65歳とし、退職する日は定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- 4 無期雇用契約の締結日において、前項に掲げる定年による退職日を超えている者は、締結日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

第6条の3 削除

(定年前再雇用)

第6条の4 無期雇用契約転換者で満60歳に達した日以後に退職(第2条第2号及び第4号の者が退職した場合を除く。)をした者(以下この条において「満60歳以上退職者」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、雇用の期間及び時間を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項において同じ。)に採用(以下「定年前再雇用」という。)することができる。ただし、満60歳以上退職者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第6条の2に規定する定年による退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

- 2 定年前再雇用については、国立大学法人高知大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則の定めによる。

(試用期間)

第7条 有期雇用職員には、試用期間は設けないものとする。

(休職)

第8条 有期雇用職員は、就業規則第13条の定めるところにより休職にすることができる。

2 有期雇用職員の休職期間は、就業規則第14条の規定にかかわらず、雇用期間の範囲内とする。これを更新する場合にも同様とする。

(給与)

第9条 有期雇用職員の給与については、国立大学法人高知大学職員給与規則を準用する。

ただし、寄附講座教員及び寄附研究部門教員については、寄附者との協議によることができる。

(退職手当)

第10条 有期雇用職員の退職手当については、国立大学法人高知大学職員退職手当規則を準用する。

(社会保険等)

第11条 有期雇用職員の社会保険等については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）の定めるところによる。

(就業規則の準用)

第12条 有期雇用職員には、本規則の定めるもののほか、就業規則（第3条（定義及び適用範囲）、第8条（試用期間）、第19条（定年退職）を除く。）を準用する。

(その他)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 27 日規則第 24 号）

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 97 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 110 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 115 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規則の施行日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則第 9 条に規定する国立大学法人高知大学職員給与規則の準用における国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 26 年規則第 115 号）附則第 2 条及び第 3 条の適用については、施行日の前日から引き続く契約期間内に限るものとする。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 40 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 113 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則（以下「改正後規則」という。）第 6 条の 4 の規定は、施行日以後に退職をした同条第 1 項に規定する満 60 歳以上退職者について適用する。
- 3 改正後規則第 2 条第 2 号及び第 4 号に定める者以外の職員に対する令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 6 条の 2 第 3 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「満 65 歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	満 61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	満 62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	満 63 歳

令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	満 64 歳
-------------------------------------	--------

- 4 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間において、前項の規定により読み替えて適用を受ける改正後規則第 6 条の 2 第 3 項の規定により退職する者（改正後規則第 2 条第 2 号及び第 4 号の者を除く。）については、1 年を超えない範囲内で雇用の期間及び時間を定め、再雇用することができる。
- 5 前項の再雇用については、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則の定めによる。